倉 敷 市 水 道 事 業 経 営 審 議 会 第 4 回 資 料

令 和 2年 9月 29日



倉敷市水道局

1	くらしき水道ビジョンー2019ーの令和元年度進捗状況について	
另	別紙「審議1 資料 くらしき水道ビジョン-2019-令和元年度進捗状	沈沢
(7	アクションプラン)」にて説明	
2	コロナ禍における水道局の取り組みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
3	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁

- 1 くらしき水道ビジョン-2019-の令和元年度進捗状況について 別紙「審議1 資料 くらしき水道ビジョン-2019-令和元年度進捗状況(ア クションプラン)」にて説明
- 2 コロナ禍における水道局の取り組みについて

新型コロナウイルスの国内での感染が拡大する中、倉敷市水道局としての今後の対応を迅速に推進することを目的として、令和2年2月20日に対策本部を設置し、第1回倉敷市水道局緊急対策本部会議を行いました。5月26日までに12回の会議を行い、以下の取り組みを行っています。

<感染予防対策の取り組み>

- ○「倉敷市水道局職員の新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針」の策定 ○その他の取り組み
 - ・毎日、行動記録をつける
 - ・カウンター等の消毒、換気等を行い感染予防を徹底
 - ・研修等の実施を延期または中止
 - ・入札・契約業務等の窓口による受付を中止し、郵送による受付に変更
 - ・窓口へ透明パーテーションの設置
 - ・集団感染を防ぐため、人員配置を分散



▲窓口に設置した透明パーテーション



▲職員分散勤務の様子

<新型コロナウイルス感染症の影響に対する水道料金の支払猶予対応について> 令和2年4月から、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に水道料金の支払いが困難となっている方について、申し出により支払猶予を行っております。

• 支払猶予件数

令和2年9月3日現在

		ا د ۸			
	倉敷	水島	児島	玉島	合計
個人	257	153	100	83	593
法人等(事業者等)	40	16	11	5	72
合計	297	169	111	88	665

[※]法人等には個人事業者を含む。

3 その他

<水道料金の支払方法の追加について>

利用者の利便性の向上及び水道料金の収納率向上を図るため、令和2年7月から水 道料金の支払方法に電子決済(スマートフォンアプリ決済)を追加しました。

このことにより、新型コロナウイルス感染症の蔓延などにより外出自粛要請があった場合などにおいても、自宅に居ながら水道料金の支払いが可能となります。

※利用可能スマートフォンアプリサービス

auPAY, PayB, PayPay, ゆうちょPay, LINEPay, 楽天銀行

倉敷市水道局職員の 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 行動指針

~感染しないため、感染を広げないため~

〈目的〉

新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、水道事業に携わる者として、ライフラインを守る立場であるという使命の下、水道局職員の取るべき行動について次のとおり定めるものとする。

1 日頃からの健康管理

- ・ 十分な栄養摂取と睡眠の確保に心掛けるとともに、家族(同居)の健康管理についても常に注意をすること。
- ・ 健康状態に変化が生じた場合には、速やかに所属長へ連絡するとともに、所属長は 水道総務課長へ報告すること。

2 職場における感染防止の徹底

- ・ 大規模な感染拡大の防止に向けて、3つの密(密閉・密集・密接)を避ける行動を常に意識すること。
- ・ 職場や会議などでは空気の流れを作るため、2つの窓等を開け換気を徹底すること。
- ・ 物品や機器などはできる限り複数の人間が触れる機会を避け、こまめな消毒を実施すること。
- ・ こまめな手洗いや手指のアルコール消毒を行うとともに、マスク着用などの咳エチ ケットを徹底すること。(窓口に置いてあるアルコール消毒液について、感染防止の観 点から職員も使用することを認めます。)
- ・ 食事は間隔を広く確保し、会話を極力控え、なるべく短時間で済ませるとともに、 休憩時間をずらして部屋の利用者の集中を避けるなど、リスク管理を徹底すること。

3 家庭における感染防止の徹底

- 出勤・帰宅時や飲食前の手洗い、うがい、アルコールによる消毒を徹底すること。
- 外出時には、マスクを着用するなど咳エチケットを徹底するとともに、公共交通機

関を利用する際には人との距離を保つよう意識するなど,飛沫感染の防止を徹底すること。

- 県外等への不要不急の外出は控えること。
- ・ リスク回避行動を徹底するため、滞在場所、滞在時間、接触者などは限りなく少な くし、行動履歴や接触者などを記録しておくこと。

4 風邪症状のある職員(家族)の対応

- ・ 発熱,味覚・嗅覚の違和感,倦怠感のほか,体温が 37.5℃以上の発熱がある場合は 所属長へ連絡し、出勤せずに療養・看護に努めること。
- ・ 医師から保健所への検査の指示があった際には、所属長へ報告するとともに、所属 長は水道総務課長へ連絡すること。
- ・ その後の検査結果などの報告は所属長へ絶えず行うとともに、所属長は水道総務課 長へ連絡すること。

5 新型コロナウイルス感染症の陽性者等が発生した場合の対応

- ・ 本人及び家族が、感染症の陽性者や濃厚接触者に該当した場合は、直ちに所属長及 び水道総務課長へ報告すること。
- 所属長及び水道総務課長は、当該職員が不利益な取扱いや不当な差別等を受けることがないよう十分に配慮すること。
- ・ その後の対応については、倉敷市水道局災害対策本部の指示に従い、速やかに対応 すること。